

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公表番号】特表2008-514168(P2008-514168A)

【公表日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【年通号数】公開・登録公報2008-017

【出願番号】特願2007-531595(P2007-531595)

【国際特許分類】

H 02 K 1/02 (2006.01)

H 02 K 41/02 (2006.01)

H 02 K 41/03 (2006.01)

【F I】

H 02 K 1/02 A

H 02 K 41/02 Z

H 02 K 41/03 B

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯を有する電気機械(1、3)の二次部品(5、7)であって、該部品(5、7)の単数又は複数の歯(13)が非成層型であるものにおいて、歯(13)が少なくとも2つの材料を含みおよび/又はダイカスト法又は粉末プレス成形法で製造され、歯(13)が空洞を持ち、該空洞が鉄を含む材料で充填されたことを特徴とする二次部品。

【請求項2】

二次部品(5、7)が歯支持体(19)を有し、歯(13)が歯支持体(19)と一体に形成されたことを特徴とする請求項1記載の二次部品。

【請求項3】

二次部品(5、7)が歯支持体(19)を有し、少なくとも1つの歯(13)が結合手段(29)によって歯支持体(19)と結合されたことを特徴とする請求項1記載の二次部品。

【請求項4】

歯(13)が板(33)で形成され、板(33)が歯のプロフィルを定めることを特徴とする請求項1乃至3の1つに記載の二次部品。

【請求項5】

歯(13)が管(25)からなることを特徴とする請求項1乃至4の1つに記載の二次部品。